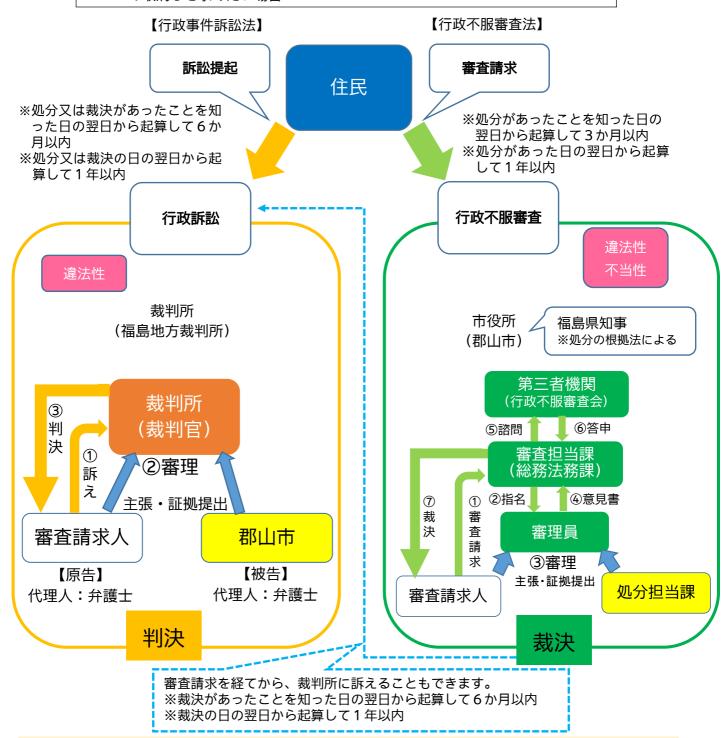
行政の行った処分に不服があるときは?

まず、行政処分を行った行政機関(処分庁=処分担当課)に、十分な理由の説明を求めることが一般的です。

それでも不服がある場合は、裁判所に訴える方法と処分を行った行政機関に審査請求する方法が選択できます。

【例】営業の許可申請を提出したところ、不許可とされた場合に、この不許可処分 の取消しを求めたい場合



【注】処分の根拠となる個別の法律で審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができないと定められているときには、審査請求を経ないでいきなり取消訴訟を提起することはできません(審査請求前置といいます。)。※処分を行った所属に確認(相談)してください。